

仮想通貨、申告漏れにご注意！

仮想通貨（又は暗号資産、以下、仮想通貨で統一（注））の取引が急増しています。日本暗号資産取引業協会によると2018年9月に8千億円であった取引高が2021年5月には5兆円超となっています。

これと併せて、仮想通貨を巡る税務申告に国税当局が監視を強めています。

（注）資金決済に関する法律が改正され「仮想通貨」については「暗号資産」に呼称変更されていますが、ここでは一般的な呼称である「仮想通貨」を使用します。

○ 仮想通貨とは

「仮想通貨」とは、インターネット上でやりとりできる財産的価値であり、「資金決済に関する法律」において、次の性質をもつものと定義されています。

- （１）不特定の者に対して、代金の支払い等に使用でき、かつ、法定通貨（日本円や米国ドル等）と相互に交換できる
- （２）電子的に記録され、移転できる
- （３）法定通貨または法定通貨建ての資産（プリペイドカード等）ではない

（日本銀行ホームページより）

代表的な仮想通貨には、ビットコインやイーサリアムなどがあります。

一般に、仮想通貨は、「交換所」や「取引所」と呼ばれる事業者

（暗号資産交換業者）から入手・換金することができます。

仮想通貨は法定通貨ではなく、利用者の需給関係などの様々な要因によって、その価格が大きく変動する傾向にある点には注意が必要です。



○ 仮想通貨に対する課税

個人の場合、仮想通貨の取引により生じた利益は、所得税及び住民税の課税対象になり、原則として雑所得に区分されます。そして確定申告で他の所得と合算され、累進課税による所得税率が適用されます。

最近、関東地方の個人に対して仮想通貨に関する大規模な税務調査が行われ、数十人に対して約十数億円の申告漏れが指摘されるなど、国税当局は課税を強化しています。

仮想通貨が課税対象となる「利益の確定タイミング」の主なものには以下のものがあります。

- （１）仮想通貨を売って円やドルなど法定通貨を得た場合
- （２）仮想通貨を利用して買い物をした場合
- （３）仮想通貨を他の仮想通貨と交換した場合

- （１）のケースが利益確定だということは感覚的に納得できると思いますが、（２）や（３）のケースも利益確定となることに注意が必要です。

なお、仮想通貨取引で損失が生じた場合、雑所得の金額の計算上生じた損失については、給与所得など他の所得から差し引く（通算する）ことはできません。



○ 不正確な情報にご注意

仮想通貨の取引が急拡大する一方で、仮想通貨に関する税務処理についてインターネット上やSNSで不正確な情報も広がっています。専門家が書いた書籍などでも、その後に法改正が行われており、古い情報のままのものもあるようです。国税庁のホームページでも、関連するFAQ（よくある質問）が頻繁に更新されているので、一定以上の利益がでた場合は注意が必要です。